

# 保険商品審査事例集

令和 7 年 5 月

金融庁監督局保険課

## 保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅳにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当庁と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当庁の考え方を明らかにすることにより、商品審査における深度ある双方向の議論と、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することが期待される。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社において、創意工夫を凝らした商品開発等が行われることを期待する。

本事例集は、本事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

### 1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

#### （1）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《契約者が負担する費用に関する情報提供の充実について》

特定保険契約に該当する変額個人年金保険商品において、高度かつ複雑な商品性及び契約者が負担するコストの内容・水準を踏まえ、顧客本位の業務運営の観点から、通常の変額個人年金保険と比して詳しい年平均コスト率を含むコスト・リターンの情報等を募集資料等において掲載することとし、顧客に対する情報提供・開示を充実させた。

（コメント）本商品は、以下のような既存の変額個人年金保険商品と異なる特徴を持っている。

- ・一時払保険料を一般勘定（定率（積立利率）で増加）及び特別勘定（運用実績に連動）に分けて運用する。
- ・一般勘定部分と特別勘定部分を合算した上で、運用期間中の死亡保障額について、一時払保険料相当額を最低保証する。
- ・運用期間終了時、特別勘定部分の一定額を最低保証し、一般勘定部分と合算した年金原資について、一時払保険料相当額を最低保証する。
- ・運用期間中、一般勘定部分と特別勘定部分を合算した積立金が当初積立金を上回った場合、運用期間終了時に積立金が減少していたとしても、過去の最高額を年金原資として最低保証する特約を付加することが可能。

こうした死亡保障額や年金原資等を最低保証する機能は契約者にとってメリットであるものの、そのリスク移転や運用の手段には再保険やデリバティブが活用されるなど、保険商品の組成が複雑になっており、積立金から控除されるコストが通

常の変額個人年金保険と比して相応の水準となる。

このような高度かつ複雑で組成コストが相応にかかる特定保険契約について、当庁は金融サービス法（※1）及び顧客本位の業務運営に関する原則の趣旨（※2）を踏まえ、顧客の最善の利益の観点から、顧客が本商品の費用負担の内容・水準を十分に勘案したうえで加入する必要があるとして、保険会社に対し通常の変額個人年金保険と比して情報提供の充実の必要性について課題提起を行った。

これに対し、保険会社は商品パンフレット（契約締結前交付書面と合本）において、一般的に行われているバックデータを用いた年金原資等のシミュレーションに基づく年平均リターンの開示に加え、その商品性に鑑み、再保険等すべてのコストを含む年平均コスト率を並べて開示することとしたほか、リスク情報（最低保証の仕組みがあっても解約の場合は解約返戻金が一時払保険料を下回ることがあり、損失が出る旨）を目立つように併記するなどの対応を行った。

本事例は、保険会社が通常の変額個人年金保険の募集資料等における情報提供の内容・慣行にとらわれず、顧客本位の業務運営の観点からより踏み込んだ情報提供・開示を行ったものである。

なお、当庁は、保険商品の特性に鑑み必要がある場合には、商品審査の過程においても、顧客保護に係る関連情報としてプロダクトガバナンス（※3）にかかる金融サービス法の遵守状況及び顧客本位の業務運営に関する原則に基づく保険会社の取組状況について説明を求めている。

※1 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

※2 金融サービス法の顧客等に対する誠実義務に係る規定のほか、顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月改定）において、手数料等の明確化に関して、原則4.「金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。」旨規定されている。

※3 顧客の最善の利益に適った商品提供を確保するためのガバナンス。プロダクトガバナンスは、顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月改定）において、金融商品の組成から償還に至るライフサイクル全体の中で実効的に機能していくことが重要であるとされ、組成会社たる保険会社も顧客本位の業務運営に関する原則におけるプロダクトガバナンスに関する補充原則に沿った取組が求められる。

## （２）指針Ⅳ－１－２－（１）（保険性）

### 《年金保険商品の商品設計と保険性について》

個人年金保険（確定年金方式）において、保険料を一時払とし、かつ保険料払込後の据置期間を設けず契約日を年金開始日とする商品（保険料一時払かつ年金即時払とする特則）の新設については、保険性がないため認められない旨対話を行った。

（コメント）個人年金保険においては、主に年金開始前（積立期間中）の死亡保障および年金開始時の生存保障により保険性を担保しているところ、保険料を一時払とし、かつ年金を即時払とする場合、確定年金方式では保険性を担保することができない。（なお、長寿リスクに対する生存保障を行う終身年金の場合は、保険性を有することは明確であるため、保険料一時払かつ年金即時払であって終身年金とする個人年金保険はすでに存在している。）

保険会社は、本特則について、契約時に一時払保険料から初期費用を控除して年金原資としており、死亡・年金保障として、一時払保険料相当額を総額保証しているため、確定年金方式でも保険性があると主張した。

しかしながら、契約者の立場から見た場合、確定された期間に亘って単に払込保険料と同額を保障されているにすぎないことから、本特則の仕組みでは保険性を認めることが困難であるとの対話を行った結果、本特則については、申請に至らなかった。

## （３）法第５条第１項第３号イ（契約者等保護）、指針Ⅳ－１－３（商品名称）

### 《トンチン性を有する一時払特別養老保険の商品説明について》

保険期間中の死亡保険金及び解約返戻金を抑制し、満期保険金の水準を高める仕組み（トンチン性）を有する一時払特別養老保険について、顧客に対し、募集資料等を用いてトンチン性及び商品の仕組みについて分かりやすく説明する必要性について対話を行った。

（コメント）トンチン性を有する保険商品は、死亡者の保険料積立金の一部が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる仕組みとなっており、この仕組みはトンチン年金のように、年金保険商品を中心に導入されている。

通例、一般的な一時払養老保険には、こうしたトンチン性はなく、死亡保険金と満期保険金は同額であり、解約返戻金は、一定期間の経過により払込保険料の額を上回り、その後、保険期間の経過により満期保険金額に近づいていく。

他方で、本事例における特別養老保険は、トンチン性を取り入れていることから、死亡保険金額が満期保険金額に比べて低く設定（※）されている。

一般的な養老保険と同じく、顧客が満期時の生存給付のほか保険期間中の死亡保障を目的とする場合、この商品性は契約者が不利になりうるため、契約者保護の観点（特に「養老保険」という商品名称が死亡保険金額＝満期保険金額であることを

連想させるが、本商品はそれと異なることから、誤認しないようにする必要)から、募集時に商品性を丁寧に説明し、十分な理解を得る必要がある。このため、保険会社に対し、顧客へ募集資料等を用いて、トンチン性を含む商品の仕組みについて分かりやすく説明を行う必要性について対話を行った。

これを受け保険会社は、契約締結前交付書面兼パンフレットに、トンチン性を含む商品の仕組みを説明したページを新たに挿入するとともに、顧客に提示する提案書に掲載する商品のイメージ図について、死亡保険金と満期保険金との差が明確になる保険期間、加入年齢で表示するなど明瞭性に配慮した表示に改めることとした。

※ 死亡保険金額は、一時払保険料の金額と同額（基本保険金額）としている（ただし、市場価格調整により増額する場合がある）。

## 2. 生命保険商品（算出方法書）

### （1）法第 5 条第 1 項第 4 号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性および妥当性）、指針Ⅳ－1－2（保障又は補償の内容）

《支払事由と保険数理の整合性について》

がんの標準的治療の効果が見込めない状態に該当した時に保険金を支払う特約の創設にあたり、死亡保険金の前払という同じ特性を持つとしてリビング・ニーズ特約を参考に商品設計が行われていたところ、支払事由に該当したときの被保険者の生存率が高い水準であったことから対話を行った。

（コメント）被保険者が、がんの標準的治療の効果が見込めない状態に該当した時に、死亡保険金の全部または一部から 3 年分の保険料等を差し引いた金額を前払いで支払う特約（重度がん前払特約）として、リビング・ニーズ特約（※）を参考にし、商品設計（支払事由及び保険金額の設定）が行われていた。審査の過程において、本特約の支払事由に該当した被保険者の生存率の水準を確認したところ、被保険者が 3 年以内に死亡すると判断し、死亡保険金から 3 年間の保険料等を差し引いて支払うことで問題ないとするには生存率が高い水準であったことから、死亡保険金の前払的な性質を有する特約とは認められないのではないかという対話を行った。

これを受け、保険会社は、支払事由を変更（緩和ケアに係る診療報酬点数の算定等の要件を追加）したところ、支払事由に該当した被保険者の 2 年後生存率が大きく低下したことから、保険金額についても、当該生存率水準を踏まえ、死亡保険金から差し引く金額を 2 年間の保険料等に変更した。

※ 被保険者が医師により余命 6 か月以内と診断されたときに、死亡保険金の全部または一部が前払いで支払われる特約

### 3. 損害保険商品（約款・事業方法書）

#### （１）法第５条第１項第３号イ（契約者等保護）、施行規則第１１条第１号（契約者等の需要及び利便）

##### 《二次元バーコード決済サービスによる保険金支払い》

地震パラメトリック（インデックス）保険（※）において、保険金支払い方法に二次元バーコード決済サービス等を選択できることとした。

（※）被保険者の居住地域において一定の震度を超えた地震が発生した場合、被保険者が損害を被ったものとみなし、その損害に対して保険金を定額で支払う保険。

（コメント）大規模地震の被災直後の当座資金確保を目的として新設されたパラメトリック保険において、二次元バーコード決済サービスへの保険金支払いを選択可能とするものである。

パラメトリック保険は、一般に、保険事故発生時に損害査定を介さずに保険金を支払うため迅速な保険金支払いが可能である。保険金支払いに二次元バーコード決済サービス等を選択可能とすることは、更なる支払の迅速化につながると考えられ、また、被災後、契約者等が道路の状況により金融機関へ行くことが困難な場合でも保険金の受領が可能となり、被災した契約者利便にも資すると考えられる。

本件では、保険会社との対話を通じ、保険金支払いについて、当該決済サービスで保険金を送金できなかった場合等の対応を含め、業務フロー及びシステム等が整備されていることを確認した。

なお、対象とする二次元バーコード決済サービスは利用者数や加盟店数から一定の利便性・汎用性を有していると判断できるものであること、二次元バーコード決済サービスへの保険金支払いについて契約時に被保険者の同意を得る必要があることについて、審査の過程で認識を共有した。

##### 《申請書類の精度向上、審査の効率化》

商品改定に伴う基礎書類変更に係る審査において、事前に保険会社が行った外部組織の確認結果を商品審査の参考として申請書類に添付した。

（コメント）保険会社が、顧客にとって有益な保険商品を、よりタイムリーに供給できるようにするため、官民双方において商品開発プロセスの更なる効率化が求められているところ。

こうした課題に対する取組みの一環として、保険会社が、申請に先立ち外部組織の確認を受け、その確認結果を当庁商品審査の参考として申請書類に添付した。

当該確認結果には、外部組織と行った論点整理や指摘に対する修正内容等が明記されており、当庁商品審査において確認を行う基本的な論点の検討漏れや誤字脱字といった形式的な誤り等が大幅に削減され、保険会社との質疑回数が軽減されるなど商品審査効率化に資する効果が認められた。

《社会環境の変化（高齢化の進展、単身世帯の増加）に対応した商品の提供》

賃貸住宅入居者向け火災保険において、入居者の死亡に関する費用（原状回復費用、遺品整理費用）を補償する特約を新設した。

（コメント）近年、高齢化の進展、単身世帯の増加等の社会状況の変化により、賃貸住宅における入居者の孤独死や自殺等に伴う賃貸住宅の汚損等の損害の原状回復や遺品整理のための費用が生じる事案が増加している。また、貸主（大家等）の一定割合は高齢者等の入居に対して拒否感を有しているという調査結果もある。

こうした中、賃貸住宅オーナー向け火災保険においては、入居者の死亡等に関する費用を補償する商品が従来から販売されているが、入居者向けの商品では一般的ではなかった。本件のように賃貸住宅入居者向けとして同様の補償を新設することは、高齢入居者等の不安も解消し、円滑な入居を促進する観点から保険契約者等の需要・利便に資するものと考えられる。

審査に当たっては、保険会社との対話を通じ、保険金請求権者に貸主を含める商品構成とするため、①当該保険の加入を入居の条件としないことや、②貸主から保険金請求があった場合、貸主が死亡した入居者の法定相続人等へ修理費用等の請求や受領をしていないことを確認し、仮にその事実が認められた場合には、当該金額を支払保険金から控除し、貸主が実際の費用損害を上回る金額を取得する事態を防ぐこと等の体制を整備することを確認した。